答弁第一八二号平成二十七年四月十四日受領

内閣衆質一八九第一八二号

平成二十七年四月十四日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長町村信孝殿

衆議院議員田島一成君提出商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に関する再質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員田島一成君提出商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に関する再質問に対する答弁

書

一について

明したにもかかわらず勧誘を行った場合には、 えしたとおり、商品先物取引業者は、 顧客が当該条件を満たすか否か確認することは認められるが、 誘に先立って他社での取引経験の有無等の商品取引契約を締結することができる条件の説明を行い、 については、 御指摘の「セールストークを含む実質的な勧誘」の意味するところが必ずしも明らかでないが、 先の答弁書(平成二十七年三月二十日内閣衆質一八九第一二七号)一及び二についてでお答 商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、 商品先物取引法 当該顧客が当該条件を満たさないことが判 (昭和二十五年法律第二百三十九号。 お尋ね 当該

法」という。)第二百十四条第九号の規定に違反することとなる。

二について

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年農林水産省・経済産業省令第一号。以下

|改正省令| という。) による改正後の商品先物取引法施行規則 (平成十七年農林水産省・経済産業省令

第三号。 えたからであり、 第二百十四条第九号に規定する「委託者等の保護に欠け、 該当するものとして定めた趣旨は、口頭により確認するだけでは委託者の保護に欠けるおそれがあると考 融資産等について書面により確認し、 以 下 「新省令」という。)第百二条の二第三号ロにおいて、 お尋ねのような書類に限定して当該確認及び当該保存を行うこととする必要はないと考 かつ、これを十年間保存することを条件として行う勧誘行為を、 又は取引の公正を害するおそれのない行為」に 商品先物取引業者が顧客の年収や金 法

三について

えている。

収や金融資産に関する要件、 律第六十五号)第八条第一項に規定する期間のみと比較されるべきものではなく、 成二十三年一月一日に廃止された海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律 商 から第三号までに掲げる事項について適切な理解をしていること」の確認に関する要件及び新省令第百二 品先物取引を行うかどうかについて、 新省令第百二条の二第三号ハ(1)に規定する十四日以内の期間 新省令第百二条の二第三号イ3 (に規定する「法第二百十七条第一項第一号 契約の締結後に再考する期間を確保するためのものであるが、 (以下「熟慮期間」という。)は、 年齢に関する要件、年 (昭和五十七年法 顧客が 平

限り、 対し、 指 条の二第三号ハ2の投資上限額の設定に関する要件等の重層的な顧客保護に関する要件と相まって、 客から寄せられた苦情及び相談並びに報告徴収及び立入検査により得られた個々の情報に基づいて確認す 者保護に資するものであると考える。 摘の 当該顧客への情報提供等の顧客への接触を行うことは適当でない。」としているところであり、 顧客自らの意思で商品先物取引を行うか否か判断することを促す観点から、 「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、 また、 熟慮期間中に顧客から求めがあったかどうかについては、 「外務員は、 熟慮期間・・ 顧客からの求めがない 中 Ò 顧客に 顧 御

## 四について

るものと考えている。

か 額の三分の一以下としている趣旨は、 に必要な資金が確保されるようにするためであり、 ねない」 新省令第百二条の二第三号ハ(2)で、 とも考えていない。 商品先物取引により顧客に損失が生じたとしても、 投資上限額を設け、 お尋ねのように「過大にすぎる」とも その額を顧客の年収と保有金融資産額との合計 顧客の日常生活 「動機ともなり

## 五について

お尋ねの 「当該取引」については、 商品先物取引業者が新省令第百二条の二第三号ハ3iからⅲのいず

かに該当する場合に行った法第二条第三項各号に掲げる取引に該当する先物取引を指している。

六について

れ

する「委託者等の保護に欠け、 することは困難であるが、新省令第百二条の二第二号及び第三号の規定は、 御指摘の「新たな取引類型」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答え 又は取引の公正を害するおそれのない行為」 法第二百十四条第九号に規定 に該当する勧誘行為を定めた

七について

内閣府令第五十二号)第百十七条第一項第八号の二の規定は、これを受けて定められたものである。一方、 係法令を整備する。」との文言については、いわゆる総合取引所における商品関連市場デリバティブ取引 摘の「行為規制については、 に係る行為規制について記載したものであり、 ものである 規制改革実施計画」 (平成二十五年六月十四日閣議決定。 垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、 御指摘の金融商品取引業等に関する内閣府令 以下「閣議決定」という。)における御指 (平成十九年 関

ら検討を行う」とされたことを受け、 改正省令は、 閣議決定で 「勧誘等における禁止事項について、 法に規定する勧誘規制の見直しを行ったものである。 顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点か

## 八及び九について

臣 る。 護に欠けると認める場合にあっては、 改正省令附則第二条第二項の規定は、 取引業者による新省令の規定に違反するような勧誘行為が多発すること等により勧誘の実態が委託者 託者等の保護に欠け、 て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じることを規定しており、 の取るべき対応を定める趣旨であって、法第二百十四条第九号に規定する不当な勧誘行為の内容を変え 新省令第百二条の二第二号又は第三号に規定する勧誘については、 改正省令附則第二条第一項では、 又は取引の公正を害するおそれのない行為」に該当するものとして定めたものであ 新省令の見直しを含め、速やかに所要の措置を講ずるという主務大 改正省令の施行後一年を目途として、改正省令の施行の状況につい 改正省令の施行後一年を経過しない期間において、仮に、 法第二百十四条第九号に定める「委 商品先物 の保

十及び十一について

るものではない。

経済産業省及び農林水産省としては、 改正省令に係るパブリックコメントに寄せられた意見等の趣旨を

踏まえ、 ついて勧誘することができる顧客を限定するなど、当該パブリックコメントに付した案よりも更に顧客の 年齢等のほか、年収や保有金融資産額等の観点からも商品先物取引業者が商品取引契約の締結に

保護を図った上で、改正省令を定めたところである。改正省令は重層的な委託者保護の仕組みを導入して

いるが、委託者の保護のため必要がある場合等は、適時適切な措置を講じていく考えである。